

未来の自分が決める保険

WAYS

ウェイズ



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

この保険は、「死亡時の保障、貯蓄（教育資金や老後生活資金準備など）、介護や障がいの保障、病気やケガの保障（がんや重大疾病の保障も含む）」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。

！ はお客さまにとくにご確認いただきたい項目です。
ご契約の前に「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。

終身保険のお申し込みは信用金庫へ

（引受保険会社）保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

募集代理店（信用金庫）からのお知らせ

- ◇本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- ◇本商品に関するお客さまのお取り扱いが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り扱いに影響を与えることはありません。
- ◇保険募集にあたっては、法令上の定めにより、6ページの〈お取り扱い信用金庫の事業性資金の融資を利用されている関係先のお客さまへ〉に記載の制限がありますので、必ず6ページの当該内容をご確認ください。また、募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の保険募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- ◇信用金庫の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

- ◇お申し込みの際には、この「パンフレット」のほか、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- ◇「パンフレット」は大切に保管してください。

〈ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。〉

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

- ◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

● 契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
アフラックコールセンター **0120-555-027**
月～金および第2・4土曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
- ◇（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書（電子メール・FAXは不可）あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- ◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは
（募集代理店）

- ◎この「パンフレット」にある保険料および保障内容などは、契約日が2023年7月31日以降の保険契約に適用となります（ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります）。
- ◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

（引受保険会社）保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



No.B23A121 23.07（新）

AF金業ツ-2023-0016 5月12日

POINT
1

WAYSは一生の「死亡保障」を準備できる終身保険です。

葬儀費用として

一生の「死亡保障」で、万一の場合の葬儀関連費用などに備えられます。



ご家族の生活費として

一生の「死亡保障」で、万一の場合のご家族の生活費などに備えられます。



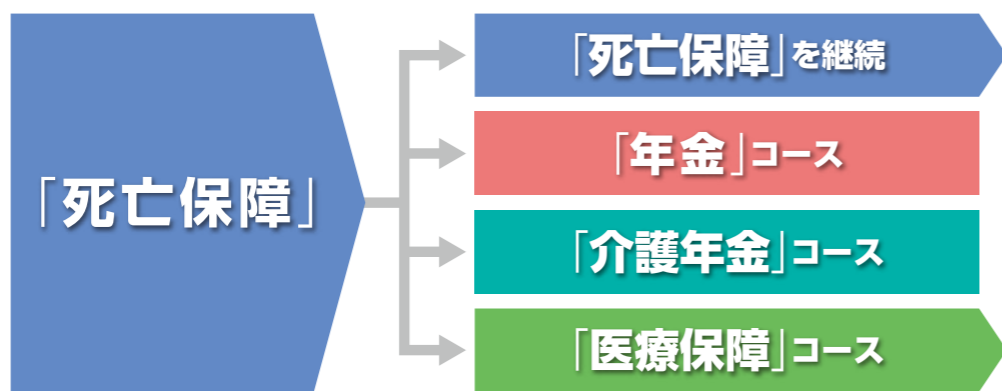
POINT
2

WAYSは将来のニーズにあわせて「死亡保障」を「年金」、「介護年金」、「医療保障」に変更できます！

WAYSのしくみ

まずは「死亡保障」で、もしものときにしっかり備える。しかも「かけて」にせず、つぎのステージに活かします。

将来のニーズにあわせて「死亡」「年金」「介護」「医療」のいずれかの保障を選べます。



ご契約

選択したコースに変更(移行)または「死亡保障」を継続

POINT
3

「死亡保障」を解約した場合、経過年数に応じて増加する解約払戻金をご活用いただけます！

老後資金として

「死亡保障」の解約払戻金を、ご自身のセカンドライフの資金などにご活用いただけます。



教育資金として

「死亡保障」の解約払戻金を、お子さまの教育資金としてご活用いただけます。

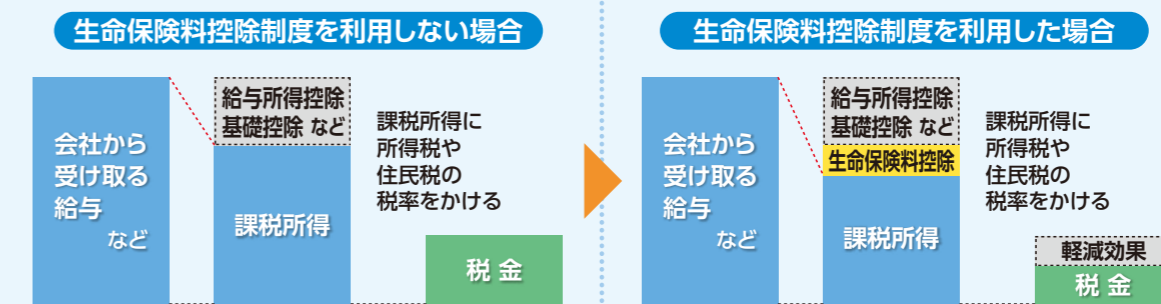


- ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、解約払戻金が払込保険料総額または全期前納保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。
- 解約払戻金を請求された場合、「死亡保障」は消滅します。

WAYSは支払った保険料が生命保険料控除制度の対象となります

生命保険料控除制度とは、1年間の払込保険料の一定額を所得税と住民税の対象となる所得から控除できる制度です。WAYSの払込保険料は、一般生命保険料控除の対象となります。

【イメージ図】



●控除限度額(契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合)

全体の所得控除限度額		一般生命保険料控除 所得控除限度額	介護医療保険料控除 所得控除限度額	個人年金保険料控除 所得控除限度額
所得税	120,000円	40,000円	40,000円	40,000円
住民税	70,000円	28,000円	28,000円	28,000円

※住民税の所得控除限度額はそれぞれ28,000円ですが、合計した場合は70,000円が限度額となります。
※保険料を前納した場合、毎年、前納期間に応じて計算する金額が生命保険料控除の対象となります。

●生命保険料控除を受けた場合の税金軽減額の目安

家族構成	給与収入 (年収)	所得税40,000円、住民税28,000円の 生命保険料控除を受けた場合の軽減額		
		合計額	所得税(概算)	住民税
単身世帯の場合	400万円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	6,900円	4,100円	2,800円
	800万円	11,000円	8,200円	2,800円
	1,000万円	11,000円	8,200円	2,800円
夫婦のみの場合	400万円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	6,900円	4,100円	2,800円
	800万円	11,000円	8,200円	2,800円
	1,000万円	11,000円	8,200円	2,800円
夫婦と子ども1人 (大学生)の場合	400万円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	5,900円	3,100円	2,800円
	800万円	11,000円	8,200円	2,800円
	1,000万円	11,000円	8,200円	2,800円
夫婦と子ども2人 (大学生と高校生)の場合	400万円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	4,800円	2,000円	2,800円
	800万円	6,900円	4,100円	2,800円
	1,000万円	11,000円	8,200円	2,800円

(公財)生命保険文化センター「知っておきたい生命保険と税金の知識」(2022年4月改訂版)をもとにアフラック作成

- ・配偶者(特別)控除、扶養控除、基礎控除以外の所得控除は発生していない前提で計算しています。
- ・社会保険料控除を年収の15%として計算しています。
- ・所得税の軽減額(目安)は2037(令和19)年までの復興特別所得税を含めて計算しています。
- ・夫婦はいずれか1人が年収を得ているケースです。16歳未満の子どもは扶養控除に該当しないため、その子どもを除いて家族構成をみます。例えば、夫婦と16歳未満の子どもであれば、「夫婦のみの場合」と同じです。
- ・夫婦共働きで、配偶者(特別)控除・扶養控除に該当する家族がいない場合は「単身世帯の場合」と同じです。
- ・上記家族構成および年間収入金額の前提のもとで計算しています。所得税額等は課税所得額によって税率が決まり計算されますので、あくまでも目安です。

2023年5月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。
実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

ご契約例

記載の保障内容は、「死亡保障」を継続した場合のご契約の一例です。

平準払(月払)プラン

一括払(全期前納)プラン

それぞれ **保険料建**、**保険金建** からお選びいただけます。

保険料建：毎月の保険料や全期前納保険料などから保険金額を設定する方法 **保険金建**：保険金額などから保険料を設定する方法

保障移行可能年齢以降は、「死亡保障」を **年金** **介護年金** **医療保障** に変更することもできます。詳しくは5～6ページをご確認ください。

- 「死亡保障」以外を選択された場合には、解約時の取り扱いや受取金額が異なります。
- ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、解約払戻金が払込保険料総額を下回る場合がありますのでご注意ください。
- 一括払(全期前納)プランでは、保険料払込期間満了日まで解約された場合の解約時受取金は、多くの場合、全期前納保険料を下回ります。



- この保険はかけずてではなく、解約払戻金があります。ただし、短期間で解約したときは解約払戻金がない場合もあります。保険料払込期間中の解約払戻金を従来のアフラックの終身保険の70%に設定しているため、保険料払込期間中に解約した場合は、保険料払込期間満了日の翌日以降に解約した場合より解約払戻金が少なくなります。
- 解約された場合、「死亡保障」は消滅します。短期間で解約したときは解約払戻金はないかあってもごめずかです。一括払(全期前納)の場合、保険料払込期間中に解約したときは、解約払戻金と未経過保険料などを解約時受取金としてお支払いします。
- 解約払戻金の受取額、戻り率などは、保険料・保険金額・性別・保険料払込期間・保障移行可能年齢・保険料払込方法・契約時の年齢・経過年数などにより異なります。
- 保険金額500万円より保険料の高額割引制度が適用されます。
- 具体的な保険料・保険金額・戻り率などについては設計書をご確認ください。

将来のための資金を、毎月、積立感覚で準備できます。

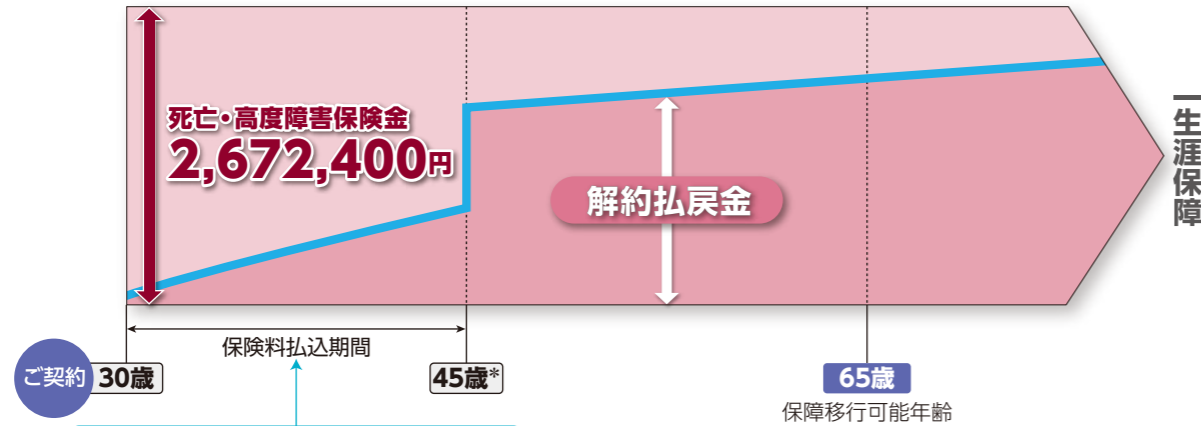
平準払(月払)プラン

保険料建 の場合

(年満期払済)

ご契約例	女性30歳 【個別取扱】	月払保険料 10,000円 / 保険金額 2,672,400円 保険料払込期間 15年払済・保障移行可能年齢 65歳 保険料払込方法 平準払(月払)・保険期間 終身
------	-----------------	---

(イメージ図)



保険料払込期間中の解約払戻金を従来のアフラックの終身保険の70%におさえ、**その分、保険料負担を軽くしました。**

* 45歳の契約応当日前に解約された場合、契約応当日に解約された場合よりも解約払戻金は少なくなります。

保険料建 の保険料払込期間・保障移行可能年齢・契約年齢

保険料払込期間	保障移行可能年齢	契約年齢	保険料払込期間	保障移行可能年齢	契約年齢
10年払済	60歳	満18歳～満49歳	10年払済	70歳	満18歳～満49歳
15年払済		満18歳～満45歳	15年払済		
16年払済		満18歳～満44歳	16年払済		
17年払済		満18歳～満43歳	17年払済		
18年払済		満18歳～満42歳	18年払済		
60歳払済	65歳	満18歳～満49歳	70歳払済	お取り扱いはありません	
10年払済		満18歳～満49歳	75歳払済		
15年払済		満18歳～満49歳	80歳払済		
16年払済		満18歳～満49歳			
17年払済		満18歳～満48歳			
18年払済	満18歳～満47歳				
65歳払済		満18歳～満49歳			

- **保険料建** の場合、保険料は以下の条件を満たし、かつ告知書扱の範囲内でご契約いただけます(取扱単位は1,000円となります)。ただし、保険金額が125万円以上のお取り扱いとなります。詳しくは9ページ[Q&A]をご確認ください。

保険料払込方法	保険料払込期間 10年払済	保険料払込期間 15年・16年・17年・18年払済 60歳払済・65歳払済・70歳払済
月払	10,000円以上	5,000円以上
半年払	60,000円以上	30,000円以上
年払	100,000円以上	50,000円以上

※一括払(全期前納)の場合、全期前納保険料から算出された年払保険料が上記年払保険料の基準を満たす必要があります。

まとまった資金を活用し、将来のための準備ができます。

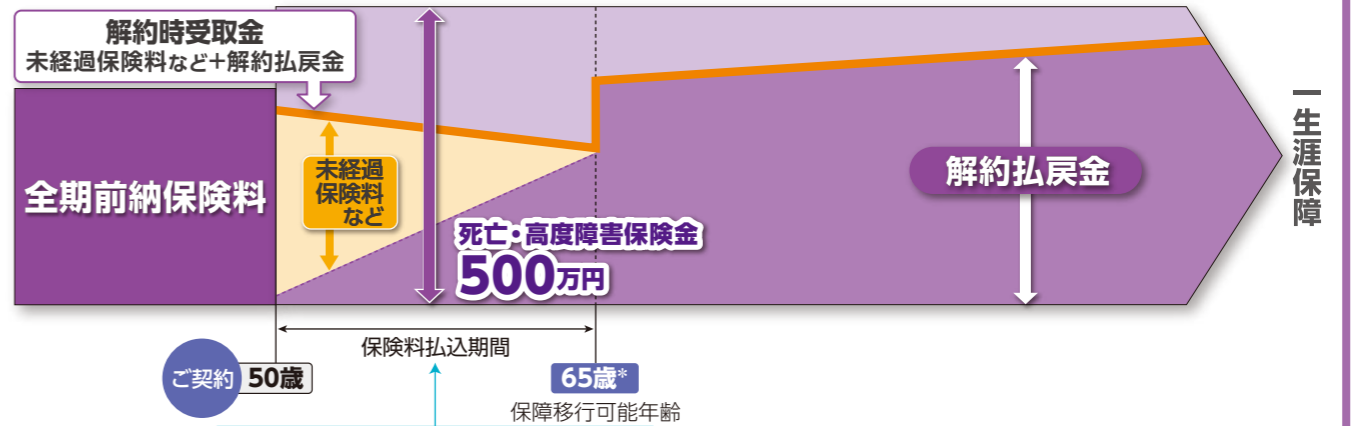
一括払(全期前納)プラン

保険金建 の場合

(年満期払済)

ご契約例	女性50歳 【個別取扱】	保険金額 500万円 ※保険料は設計書をご確認ください。 保険料払込期間 15年払済・保障移行可能年齢 65歳 保険料払込方法 一括払(全期前納)・保険期間 終身
------	-----------------	--

(イメージ図)



保険料払込期間中の解約払戻金を従来のアフラックの終身保険の70%におさえ、**その分、保険料負担を軽くしました。**

* 65歳の契約応当日前に解約された場合、契約応当日に解約された場合よりも解約払戻金は少なくなります。

保険金建 の保険料払込期間・保障移行可能年齢・契約年齢

保険料払込期間	保障移行可能年齢	契約年齢	保険料払込期間	保障移行可能年齢	契約年齢	
10年払済	60歳	0歳～満50歳	10年払済	70歳	0歳～満60歳	
15年払済		0歳～満45歳	15年払済		0歳～満55歳	
16年払済		0歳～満44歳	16年払済		0歳～満54歳	
17年払済		0歳～満43歳	17年払済		0歳～満53歳	
18年払済		0歳～満42歳	18年払済		0歳～満52歳	
60歳払済	65歳	0歳～満55歳	70歳払済	75歳	0歳～満65歳	
10年払済		0歳～満55歳	75歳払済		75歳	0歳～満70歳
15年払済		0歳～満50歳	80歳払済		80歳	0歳～満70歳
16年払済		0歳～満49歳				
17年払済		0歳～満48歳				
18年払済	0歳～満47歳					
65歳払済		0歳～満60歳				

- **保険金建** の場合、保険金額200万円から、ご希望にあわせて100万円単位でご契約いただけます。詳しくは9ページ[Q&A]をご確認ください。

■ **一括払(全期前納)とは**

保険料払込期間満了までの年払保険料を契約時にあらかじめ一括してお払い込みいただく取り扱いです。全期前納保険料にはアフラック所定の前納割引率が適用されるため、年払保険料の払込総額に比べ、保険料負担が小さくなります。全期前納保険料は、払い込んだ時点で全額を保険料として充当するのではなく、毎年の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当し、残りの部分は未経過保険料として各々の充当すべき期日までアフラックが預かります。
※保険料を全期前納払した場合、保険料払込期間が満了するまで減額などのお取り扱いはできません。

WAYSのコース変更について

WAYSなら、将来のニーズにあわせてコースを選択することができます。どのコースを選択しても、かけすてではありません。

商品のしくみ[イメージ図] ご契約例 <50歳ご契約 保障移行可能年齢65歳の場合>



*1 解約払戻金が従来のアフラックの終身保険の70%となる期間
 *2 ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

！ ●コース変更後の保障内容・金額などは、保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。また、コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保険のご契約時点で定まるものではありません。
 ●コース変更時における死亡保険金額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。
 ●ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、保険金額や解約払戻金が払込保険料総額を下回る場合がありますのでご注意ください。
 ●商品のしくみ・解約払戻金・戻り率などの推移や具体的な数値については、設計書をご確認ください。

！ <お取り扱い信用金庫の事業性資金の融資を利用されている関係先のお客さまへ>

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎの①②③のいずれかに該当するお客さま(注1)は、ご契約いただける保険金額に制限があり、本商品では、「死亡保険金額1,000万円(注2)」までご契約いただけます。

①事業性資金の融資をご利用の企業(含代表者)・個人事業主の会員のお客さま
 ②事業性資金の融資をご利用の企業等(従業員20名以下)にお勤めの会員のお客さま
 ③事業性資金の融資をご利用の企業等(従業員21名以上)にお勤めのお客さま

(注1) ご利用状況を別途確認させていただきます。
 (注2) ①②について、パンフレット裏面「募集代理店」欄に記載の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にお申し込みいただけません。また、当該信用金庫ですでに他の生命保険などをご契約されているお客さまにつきましては、当該信用金庫からはご契約いただける死亡保険金額に制限がある場合、またはご契約いただけない場合があります。詳しくは生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問い合わせください。

支払事由

⚠ このようなとき、給付金などをお受け取りいただけます。

9～10ページの[Q&A]とあわせてご確認ください。
詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「死亡保障」 ※保障移行可能年齢の誕生日以降に到来する最初の年単位の契約応当日前も同様の支払事由となります。

保険金	支払事由	支払額
死亡保険金	死亡したとき	保険金額
高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	

保険料の払込免除について
○保障が始まる日(責任開始期)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態になった場合、次回の払込期月以後の保険料のお払い込みは免除となります。この場合、付加している特約の保険料のお払い込みも免除となります。
※対象となる身体障害状態は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

リビング・ニーズ特約について
被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合に、被保険者に死亡保険金の全部または一部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いする特約です。
■本特約の保険料のお払い込みは必要ありません。
■特約の内容は「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

「年金」コース (年金支払移行特約)

給付金など	支払事由	支払額	支払限度
年金	被保険者が、年金支払期間中に生存しているとき	基本年金額(年額)	年金支払期間中、毎年1回

「介護年金」コース (公的介護保険制度連動年金支払移行特約)

給付金など	支払事由	支払額	支払限度
公的介護保険制度連動年金	被保険者が、初めて公的介護保険の要介護認定または要支援認定を受けたとき	基準年金額(年額)	年金支払期間中、毎年1回

- 「介護年金」コースは、お客さまにお受け取りいただける介護年金のもととなる金額(年金の原資)が「死亡保障」を継続した場合の解約戻戻金を下回る場合には、「介護年金」コースへの変更は取り扱いません。
- 2023年7月31日時点の「介護年金」コースの特約条項・基礎率では、保険料払込期間が15年以上のご契約(保険料払込期間が80歳払済かつ被保険者が男性のご契約を除きます)の場合には、当該コースは選択できません。

指定代理請求特約について

受取人が被保険者(保障の対象となる方)となっている保険金・給付金などについては被保険者自身が保険金・給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できる特約です。
■本特約の保険料のお払い込みは必要ありません。
■指定代理請求人として指定できる範囲、および特約の内容は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「医療保障」コース (医療保障移行特約(2009))

⚠ 保障が始まる日(保障移行日)以後に、開始した入院・手術・放射線治療・先進医療が保障の対象となります。その他、アフラックにより基準を定めていますので、9ページをご確認ください。

給付金など	支払事由	支払額	支払限度
疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガの治療を目的として入院したとき	1日につき入院給付金日額	<ul style="list-style-type: none"> ・病気・ケガそれぞれ1回の入院につき、最高60日まで ・病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで
手術給付金	重大手術を受けたとき	1回につき入院給付金日額×40	支払回数は無制限
	疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院中に手術を受けたとき	1回につき入院給付金日額×10	<ul style="list-style-type: none"> ・支払回数は無制限 ・一連の手術^{*1}については14日間に1回
	外来による手術を受けたとき	1回につき入院給付金日額×5	
放射線治療給付金	新生物の治療を目的として、所定の放射線治療を受けたとき	1回につき入院給付金日額×10	<ul style="list-style-type: none"> ・支払回数は無制限 ・複数回受けた場合は、施術の開始日から60日に1回
先進医療一時金	病気・ケガで所定の先進医療 ^{*2} を受けたとき	1回につき入院給付金日額×10	1年間に5回
健康祝金 ^{*3}	つぎのすべてに該当したとき ・5年ごとの期間が満了したときに生存しているとき ・5年ごとの期間中に継続10日以上入院に対する疾病・災害入院給付金の支払いがなかったとき	1回につき入院給付金日額×20	2回

※被保険者が死亡された場合は契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。

- *1 「一連の手術」とはつぎの①②の両方に該当する手術のこと(例:下肢静脈瘤手術(硬化療法)、網膜光凝固術など)
① 同一の手術を複数回受けた場合
② ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合
- *2 「先進医療」とは厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。
- *3 健康祝金については保障移行可能年齢ごとの「5年ごとの期間」や「支払時期」は下記のとおりです。

保障移行可能年齢	5年ごとの期間	支払時期
60歳	60～65歳、65～70歳	65歳時、70歳時
65歳	65～70歳、70～75歳	70歳時、75歳時
70歳	70～75歳、75～80歳	75歳時、80歳時
75歳	75～80歳、80～85歳	80歳時、85歳時
80歳	80～85歳、85～90歳	85歳時、90歳時

⚠ お支払いの対象にならない手術給付金・入院給付金などの詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q 契約の取り扱い範囲を教えてください。

A ご契約のお取り扱い範囲について

- 信用金庫が募集代理店の場合、お取り扱い範囲は以下のとおりとなります。
 - 保険料建**の場合
保険料は以下の(表1)の条件を満たし、かつ告知書扱の範囲内(表2)でご契約いただけます(取扱単位は1,000円となります)。上記に加え、死亡保険金額は125万円以上のお取り扱いとなります。
 - 保険金建**の場合
死亡保険金額は200万円以上100万円単位、かつ告知書扱の範囲内(表2)でご契約いただけます。

表1 保険料建の場合の最低保険料

保険料 払込方法	保険料払込期間 10年払済	保険料払込期間 15年・16年・17年・18年払済 60歳払済・65歳払済・70歳払済
月払	10,000円	5,000円
半年払	60,000円	30,000円
年払	100,000円	50,000円

※一括払(全期前納)の場合、全期前納保険料から算出された年払保険料が上記年払保険料の基準を満たす必要があります。

表2 告知書扱の場合の死亡保険金限度額

被保険者の年齢	限度額*
満14歳以下	1,000万円
満15歳～満45歳	2,000万円
満46歳～満65歳	1,200万円
満66歳～満70歳	500万円

*過去3年以内に告知書扱で契約したアフラックの死亡保険金額などの通算

告知書扱の範囲を超える死亡保険金額をご検討される場合は、アフラックまでお問い合わせください。

アフラックの終身保険・定期保険・養老保険・特約などの死亡保険金などの通算限度額は、被保険者お1人につき、5億円(満15歳以上満24歳以下、満71歳以上の方は1億円)を限度とします。

上記の基準にかかわらず、被保険者が満14歳以下の場合は、アフラックおよび他社などの死亡に関する保険金(災害死亡保険金などを含む)を通算して1,000万円以下のご契約となります。

- 変更後の保障額についてもアフラックの基準により限度額を定めています。**医療保障**コースに変更する場合、入院給付金日額は、被保険者お1人につき、「WAYS」の入院給付金日額を通算して20,000円までご契約いただけます。
- ◎その他、アフラックの基準により限度額を定めています。詳しくはお問い合わせください。

! 募集代理店となる信用金庫の事業性資金の融資をご利用されている関係先のお客さまについては、ご契約いただける死亡保険金額に制限がある場合、またはご契約いただけない場合があります。詳しくは6ページをご確認ください。

Q 保険金・給付金などをもらえない場合があるのですか?

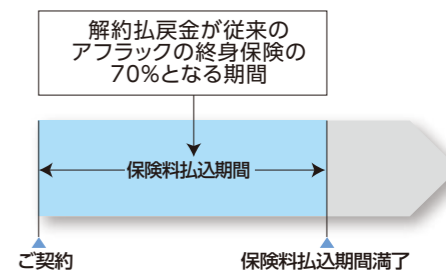
A このようとき、保険金・給付金などをお支払いできません。

- 告知していただいた健康状態などが事実と違っていた場合。
- 変更(移行)後の保障については下記のような場合、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。詳しくは「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。
- **介護年金** コース
特約締結日(60歳、65歳、70歳、75歳または80歳の契約応当日)前日までに、被保険者について公的介護保険の要介護認定または要支援認定の申請が行われたことがある場合。
 - **医療保障** コース
 - **医療保障** コースの保障が始まる日(保障移行日)より前に開始した入院・手術・放射線治療・先進医療の場合。(ただし、お支払いの対象となる場合があります。詳しくは「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。)
 - 治療以外の目的での入院や、入院の必要がない場合など。
 - ◎その他、保険金・給付金などをお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q 保険料はかけずてですか?

A この保険はかけずてではありません。

- 「WAYS」には解約払戻金はありませんが、満期保険金や配当金はありません。
- 「WAYS」は、割安な保険料を提供するために、保険料払込期間中の解約払戻金を従来のアフラックの終身保険の70%に設定し、その分保険料を割安にしています。保険料払込期間満了日の翌日以降に解約されたほうが、解約払戻金は多くなります。短期間で解約されたときは、解約払戻金がない場合もあります。
- **年金** コースに変更した場合、解約はできませんが、年金受取人は年金支払期間中いつでも、未払いの年金(現価)の一時支払を請求することができます。
- **介護年金** コースに変更した場合、解約はできません。ただし、公的介護保険の認定を受けなかった場合、介護年金受取人は払戻金を請求することができます。払戻金は、アフラック所定の利率により、経過年数に応じてお支払いします(介護年金として受取るより少ない金額となります)。
- **医療保障** コースに変更し、解約された場合、解約払戻金として入院給付金日額の30倍の金額と、変更後の死亡保険金額分の経過年数に応じた金額をお支払いします。
- 一括払(全期前納)プランについて、保険料払込期間中に解約された場合や、被保険者が死亡された場合は、保険料として充当しない金額(未経過保険料など)をお返しします。
- 被保険者が保障が始まる日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中にアフラック所定の身体障害状態になった場合には、次回の払込期以降の保険料のお払い込みを免除します(対象となる身体障害状態については、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください)。



Q 税法上の取り扱いについて教えてください。

A 保険料・保険金・年金・給付金の税金について

※2023年5月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。

<保険料について>

- 納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」に分けられます。「WAYS」の保険料は、一般生命保険料控除の対象となります。
- ※将来変更(移行)するコースにかかわらず、保険料は一般生命保険料控除の対象となり、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。
- ※一括払(全期前納)プランの場合、保険料払込期間の満了日までの間、契約応当日ごとに充当されるその年の保険料が、毎年の生命保険料控除の対象になります。

<死亡保険金について>

- ご契約形態により、税の種類が異なります。

契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	相続税
契約者(保険料負担者)と受取人が同一人で、被保険者が異なる場合	所得税(一時所得)
契約者(保険料負担者)、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税

<年金支払に移行した部分の年金について>

- ご契約形態により、税の種類が異なります。

契約者(保険料負担者)と受取人が同一人の場合	所得税(雑所得)
契約者(保険料負担者)と受取人が異なる場合	年金受給権取得時に、その税法上の評価額に対して贈与税が課税されます。翌年から年金受取時には、課税・非課税部分に振り分け、課税部分に対して所得税(雑所得)が課税されます。

<高度障害保険金・各給付金・介護年金について>

- 受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。

<リビング・ニーズ保険金について>

- 受取人が被保険者の場合、非課税となります。

◎実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。